



金沢市公報

第2676号の2

平成22年(2010年)12月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告 示	
市道の区域の変更について (道路管理課)	1
金沢市の区域と内灘町の区域の境界に係る道路の管理の方法を定めたことについて (")	1
公 告	
自動車臨時運行許可番号標の失効について (市 民 課)	2
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	2
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	3
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	3

議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	3
公営企業公告	
下水道排水設備工事業者の指定について (企業総務課)	3

告 示

●金沢市告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路整備課において平成22年12月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成22年12月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一 般	額 24号	四 十 万 町 北 4 番 11先から	旧	3.0 ~ 3.0	15
市 道	しじま台1丁目線 6号	四 十 万 町 北 54番 2先まで	新	6.0 ~ 6.0	15

●金沢市告示第260号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により、道路管理者である金沢市と道路管理者である内灘町との間において、協議により金沢市の区域と内灘町の区域の境界に係る道路の管理の方法を定めたので、同条第5項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成22年12月1日

金沢市長 山 出 保

1 協議に係る道路

金沢市道準幹線552号諸江・湊線及び内灘町道幹10号向栗崎線上で金沢市須崎町と内灘町向栗崎2丁目地内にまたがる機具橋(以下「施設」という。)

2 協議の内容

- (1) 施設に係る河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による許可に係る申請及び道路法第46条の規定による措置は、金沢市が行う。
- (2) 金沢市及び内灘町は、それぞれの市道及び町道について次の事務を行う。
 - ア 道路法第24条の規定による承認及び同法第32条の規定による許可に関する事務
 - イ 道路パトロール等の日常点検業務
- (3) 施設の新設、改築及び補修等の工事、災害復旧工事その他の維持管理に伴う工事の必要が生じた場合は、あらかじめ工事内容及び施工者について金沢市と内灘町とで協議する。
- (4) 工事に係る費用は、すべて折半する。
- (5) 費用については、原則として各年度で精算する。
- (6) 協定に関し疑義が生じた事項又は協定に定めのない事項については、その都度金沢市と内灘町が協議のうえ定めるものとする。
- (7) この協議の内容及びに基づき、金沢市と内灘町とは機具橋に関する維持管理協定を締結し、平成10年1月26日に締結した「機具橋」維持管理協定は、廃止する。

公 告

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効しました。

平成22年12月1日

金沢市長 山 出 保

石川 64 - 13 金沢

石川 64 - 36 金沢

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成22年12月1日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年12月1日から同月31日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送(郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。)

(3) 申出期限

平成23年1月15日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成22年12月31日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成22年12月1日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,239人です。

平成22年12月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,636人です。

平成22年12月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第118号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,636人です。

平成22年12月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第119号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,239人です。

平成22年12月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第120号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,318人です。

平成22年12月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定に

より、平成22年12月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成22年12月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
550	株式会社 中源商店	金沢市三馬1丁目406番地

平成22年(2010年)12月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)12月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄